

滋 水 第 号
令和 7 年(2025 年) 月 日

琵琶湖海区漁業管理委員会
会長 谷口 孝男 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県漁業調整規則の改正について（諮問）

滋賀県漁業調整規則の改正について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 119 条第 8 項の規定に基づき、貴委員会の意見を問います。